

九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機の  
電気事業法に基づく工事の計画の申請について

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：九州電力株式会社 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

申請年月日等：

令和 元年 9月25日（原発本第93号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：川内原子力発電所

位置：鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 1, 780, 000 kW

第1号機： 890, 000 kW（今回申請分）

第2号機： 890, 000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

(二) 電気設備

2 変圧器

2. 1 種類、容量、電圧（一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するもの場合は、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること。）、相、周波数、結線法、冷却法並びに電気事業の用に供するものにあつては、常用及び予備の別

2. 2 保護継電装置の種類

5. 工事の計画の内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：電気設備の改造

6. 申請の理由

川内原子力発電所の特高開閉所について、外部電源の信頼性向上の観点から、受電系統を2ルート3回線から3ルート6回線（500kV送電線1ルート2回線、220kV送電線2ルート4回線）に変更し、外部電源回線数の増強を図る。これに伴って、500kV送電線と220kV送電線を連系する連絡用変圧器の追加設置を行う。

## (審査の概要)

### 1. 審査意見

電気事業法第47条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件（同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。）に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。